

平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 8 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成25年 8 月 8 日 午前10時00分開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

町田 正一

議事日程 (第 1 号の追加 1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

3 番 呼子 好  
4 番 音嶋 正吾

日程第 3 会期の決定

1 4 2 日間 決定

日程第 4 審議期間の決定

1 日間 決定

日程第 5 副議長選挙

鶴瀬 和博

追加日程  
第 1 議席の一部変更の件

議長を16番、副議長を15番

日程第 6 発議第 5 号 壱岐市議会委員会条例の一部改正について

提出議員 説明、質疑なし  
委員会付託省略、可決

日程第 7 発議第 6 号 議会広報特別委員会設置に関する決議について

提出議員 説明、質疑なし  
委員会付託省略、可決

日程第 8 常任委員会委員の選任

別紙のとおり 指名

追加日程  
第 2 議長の常任委員会委員辞任の件

日程第 9 議会運営委員会委員の選任

別紙のとおり 指名

日程第10 議会広報特別委員会委員の選任

別紙のとおり 指名

日程第11 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

土谷 勇二

日程第12 同意第 7 号 壱岐市監査委員の選任について

市長 説明、質疑なし  
委員会付託省略、同意

日程第13 報告第18号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

農林水産部長説明、質疑、  
報告済

日程第14 議案第68号 平成 2 5 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 3 号)

財政課長 説明、質疑  
委員会付託省略、可決

日程第15	議案第69号	平成25年度老岐市簡易水道事業特別会計 補正予算（第2号）	建設部長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第16	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件  
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（16名）

1番	赤木 貴尚君	2番	土谷 勇二君
3番	呼子 好君	4番	音嶋 正吾君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	中田 恭一君	12番	久間 進君
13番	市山 繁君	14番	牧永 護君
15番	鵜瀬 和博君	16番	町田 正一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	桝崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局次長補佐	吉井 弘二君	事務局書記	若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君

病院部長 …………… 左野 健治君 総務課長 …………… 久間 博喜君  
財政課長 …………… 西原 辰也君 会計管理者 …………… 土谷 勝君

---

午前10時00分

○事務局長（榊崎 文雄君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の榊崎でございます。

会議に入る前に、御報告をいたします。壱岐日々新聞社ほか4名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可いたしておりますので、御了承を願います。また、機器操作のため関係者の立ち入りを許可しておりますので、あわせて御了承願います。

本定例会8月会議は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙される間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、市山繁議員が年長者でありますので、臨時議長の職務を行っていただきたいと思っております。市山議員さん、議長席に御着席をお願いいたします。

午前10時02分開議

〔臨時議長（市山 繁君）議長席へ着席〕

○臨時議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました市山繁でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成25年壱岐市議会定例会を開会いたします。

議事日程表第1号により、8月会議を開きます。

---

### 日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（市山 繁君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

ただいま御着席の議席は、当選回数新しい議員から、また同期の議員につきましては、生年月日の遅い順となっております。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

〔仮議席番号 議員氏名〕

……………

仮議席1番	赤木 貴尚君	仮議席2番	土谷 勇二君
仮議席3番	呼子 好君	仮議席4番	音嶋 正吾君
仮議席5番	小金丸益明君	仮議席6番	深見 義輝君
仮議席7番	町田 正一君	仮議席8番	今西 菊乃君

仮議席9番	市山 和幸君	仮議席10番	田原 輝男君
仮議席11番	豊坂 敏文君	仮議席12番	鵜瀬 和博君
仮議席13番	中田 恭一君	仮議席14番	久間 進君
仮議席15番	市山 繁君	仮議席16番	牧永 護君

.....

---

## 日程第2. 議長の選挙

○臨時議長（市山 繁君） 日程第2、議長の選挙を行います。

ここでしばらく休憩をいたします。議員控室に議員の皆さん御集合願います。

午前10時03分休憩

.....

午前10時10分再開

○臨時議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に町田正一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名しました町田正一議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました町田正一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました町田正一議員が議長におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

町田正一議員、議長当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

〔議員（仮議席 7 番、町田 正一君） 登壇〕

○議員（仮議席 7 番 町田 正一君） ただいま皆様方の御推挙をいただきまして議長に当選いたしました。本当にありがたく思います。ただし、型破りではありますが、実は皆様方にも 2 つお願いがあります。

一つは、市民の痛みや問題意識を共有し、行動する議会人であってほしいと思っております。そのためには、県政や国政への陳情や要望を今まで以上に積極的に私は、壱岐市議会としてやっていきたいと思っております。そのためには、議長として皆様方の活動を精一杯サポートしていきたいと思っております。

もう一つは、皆さんも御存じのように、平成 26 年度より 5 年間にわたって 21 億円という多額の交付税が削減されます。今までのように、ただ単なる市民の要望を伝えるだけでは、こういった、この財政危機を壱岐市議会、壱岐市全体として乗り切ることはできません。ぜひ議員諸氏におかれましても、優先順位を十分考慮されて発言し、行動してほしいと思っております。議長として壱岐市議会を今まで以上に、行動する議会、市民に信頼される議会、情報を発信できる議会でありたいと、私は切に希望します。そのためにも、ぜひ、議員諸氏の協力をよろしくお願ひしたいと思っております。議長の御推挙、本当にありがとうございました。よろしくお願ひします。（拍手）

〔議員（仮議席 7 番 町田 正一君） 降壇〕

○臨時議長（市山 繁君） 町田正一議員におかれましては、このたびの御当選まことにおめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

以上をもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。各位の御協力に対して厚くお礼を申し上げます。

それでは、町田正一議長、議長席にお着き願ひします。

〔臨時議長（市山 繁君）退席、議長（町田 正一君）着席〕

○議長（町田 正一君） ただいまから議長の職務を行います。

お手元に配付のとおり、議事日程を追加いたします。

---

（第 1 号の追加 1）

#### 日程第 1. 議席の指定

○議長（町田 正一君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、壱岐市議会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において定めることになっておりますので、指定をいたします。

ただいま皆様方が御着席の仮議席を議席に指定します。

---

(第1号の追加1)

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長(町田 正一君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、呼子好議員、4番、音嶋正吾議員を指名いたします。

----- . ----- . -----  
(第1号の追加1)

日程第3. 会期の決定

○議長(町田 正一君) 次に、日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、老岐市議会通年議会実施要綱第2条第2項の規定により、任期満了後の初議会の会期は8月から12月までとする、となっておりますので、本日から12月27日までの142日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田 正一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月27日までの142日間と決定いたしました。

----- . ----- . -----  
(第1号の追加1)

日程第4. 審議期間の決定

○議長(町田 正一君) 次に、日程第4、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。8月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田 正一君) 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

----- . ----- . -----  
(第1号の追加1)

日程第5. 副議長の選挙

○議長(町田 正一君) 次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

ここでしばらく休憩いたします。議員控室に議員の皆さんは御集合願います。

午前10時16分休憩

.....  
午前10時20分再開

○議長(町田 正一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。それでは、副議長に鵜瀬和博議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました鵜瀬和博議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました鵜瀬和博議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鵜瀬和博議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

鵜瀬和博議員、副議長当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

〔議員（仮議席12番、鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議員（仮議席12番 鵜瀬 和博君） ただいま皆さん方の御推挙によりまして、副議長に就任をいたし、この責任の重さをひしひしと感じております。先ほど議長が言われました方針に沿って議長を補佐し、これからも議会の円滑な議会運営並びに開かれた議会として、行政の片輪として、時にはストップをかけたり、時には加速させたりと、いろんな形から高所、低所から見ながら、ぜひ皆さん方の御協力によりまして壱岐市発展のためになりますように誠心誠意努力したいと思います。今後ともどうぞ皆さん方の御協力よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

〔議員（仮議席12番、鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 鵜瀬和博議員、このたび御当選まことにおめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

---

### 追加日程第1. 議席の一部変更の件

○議長（町田 正一君） お諮りします。正副議長が決まりましたので、議席の一部変更について

を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議席の一部変更についてを議題とします。

変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。榊崎議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

.....

1 番	赤木 貴尚君	2 番	土谷 勇二君
3 番	呼子 好君	4 番	音嶋 正吾君
5 番	小金丸益明君	6 番	深見 義輝君
7 番	今西 菊乃君	8 番	市山 和幸君
9 番	田原 輝男君	10 番	豊坂 敏文君
11 番	中田 恭一君	12 番	久間 進君
13 番	市山 繁君	14 番	牧永 護君
15 番	鵜瀬 和博君	16 番	町田 正一君

.....

○議長（町田 正一君） お諮りします。ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

なお、変更の議席については、次回の会議より着席をお願いいたします。

ここで、議案配付のため暫時休憩します。

午前10時25分休憩

.....

午前10時37分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（第1号の追加1）

日程第6. 発議第5号

○議長（町田 正一君） 日程第6、発議第5号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。中田恭一議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 発議第5号、平成25年8月8日、壱岐市議会議長町田正一様、提出者、壱岐市議会議員中田恭一、賛成者、同じく壱岐市議会議員鶴瀬和博、同じく久間進。

壱岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

提案理由としましては、常任委員会委員数の適正化を図るためです。

壱岐市議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、壱岐市議会委員会条例（平成16年壱岐市条例第236号）の一部を次のように改正する。第2条第2項、各号を次のように改める。

（1）総務文教厚生常任委員会8人、総務部、市民部、病院部、消防本部、教育委員会、健康保健課、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事務。

（2）産業建設常任委員会8人、企画振興部、農林水産部、建設部、環境衛生課及び農業委員会の所管に属する事務。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。（発言する者あり）

○議長（町田 正一君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第5号壱岐市議会委員会条例の一部改正に

については、原案のとおり可決されました。

(第1号の追加1)

日程第7. 発議第6号

○議長(町田 正一君) 次に、日程第7、発議第6号議会広報特別委員会設置の決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。鵜瀬和博議員。

○議員(15番 鵜瀬 和博君) 発議第6号、平成25年8月8日、老岐市議会議長町田正一様、提出者、老岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく中田恭一、同じく市山和幸。

議会広報特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり老岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

議会広報特別委員会設置に関する決議、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。名称、議会広報特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。目的、議会広報の調査及び発行。委員の定数6名。期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上です。

○議長(町田 正一君) これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田 正一君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、老岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田 正一君) 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田 正一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(町田 正一君) 起立多数です。よって、発議第6号議会広報特別委員会設置の決議については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（第1号の追加1）

日程第8. 常任委員会委員の選任

○議長（町田 正一君） 次に、日程第8、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、老岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

お手元に配付の名簿のとおり、総務文教厚生常任委員会の委員に赤木貴尚議員、土谷勇二議員、小金丸益明議員、町田正一議員、市山和幸議員、豊坂敏文議員、鵜瀬和博議員、市山繁議員。産業建設常任委員会委員に呼子好議員、音嶋正吾議員、深見義輝議員、今西菊乃議員、田原輝男議員、中田恭一議員、久間進議員、牧永護議員を指名いたします。

しばらく休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

〔議長（町田 正一君）と副議長（鵜瀬 和博君）議長席交代〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2. 議長の常任委員会委員辞任の件

○副議長（鵜瀬 和博君） ただいま休憩中に町田正一議長から、議会の公平な運営に当たるために総務文教厚生常任委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、町田正一議長の退場を求めます。

〔議長（町田 正一君） 退場〕

○副議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。町田正一議長から、総務文教厚生常任委員会に所属しておりますが、議会運営上、総務文教厚生常任委員会委員の辞任願が提出されております。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議長は、総務文教厚生常任委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

町田正一議長の除斥を解き、入場を許可します。

〔議長（町田 正一君） 入場〕

○副議長（鵜瀬 和博君） しばらく休憩します。

〔副議長（鵜瀬 和博君）と議長（町田 正一君）議長席交代〕

午前10時48分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会の正副委員長互選のため、直ちに各常任委員会を招集します。各委員会において正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、総務文教厚生常任委員会を西部開発総合センター第2会議室、産業建設常任委員会を勝本庁舎第2会議室と定めます。

各常任委員会開催のため、暫時休憩します。

午前10時50分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

総務文教厚生常任委員会委員長に10番、豊坂敏文議員、副委員長に8番、市山和幸議員。産業建設常任委員会委員長に6番、深見義輝議員、副委員長に3番、呼子好議員、以上のとおりです。

---

（第1号の追加1）

日程第9. 議会運営委員会委員の選任

○議長（町田 正一君） 次に、日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

議会運営委員会委員に、豊坂敏文議員、市山和幸議員、小金丸益明議員、深見義輝議員、今西菊乃議員、田原輝男議員を指名します。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選のため、直ちに議会運営委員会を招集します。委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いいたします。

なお、委員会の場所は、西部開発総合センター第2会議室と定めます。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

午前11時17分休憩

.....  
午前11時28分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

議会運営委員会委員長に5番、小金丸益明議員、副委員長に7番、今西菊乃議員、以上のとおりです。

.....  
(第1号の追加1)

日程第10. 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（町田 正一君） 次に、日程第10、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議会広報特別委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

議会広報特別委員会委員に、赤木貴尚議員、土谷勇二議員、豊坂敏文議員、深見義輝議員、牧永護議員、久間進議員を指名します。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、直ちに議会広報特別委員会を招集します。委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、西部開発総合センター第2会議室と定めます。

議会広報特別委員会開催のため、暫時休憩します。

午前11時30分休憩

.....  
午前11時40分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

議会広報特別委員会委員長に1番、赤木貴尚議員、副委員長に12番、久間進議員、以上のとおりです。

（第1号の追加1）

日程第11. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（町田 正一君） 次に、日程第11、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に土谷勇二議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました土谷勇二議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました土谷勇二議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました土谷勇二議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

土谷勇二議員、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

〔議員（2番、土谷 勇二君） 登壇〕

○議員（2番 土谷 勇二君） 私は、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に推挙されました土谷勇二と申します。諸先輩方がおられる中、大変光栄でございます。皆様方の御指導を仰ぎながら頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。（拍手）

〔議員（2番、土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 土谷勇二議員、このたびの御当選まことにおめでとうございます。御就任

を心からお祝い申し上げますとともに、広域連合議会での御活躍を心より期待しております。

ここで市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを許可します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、平成25年壱岐市議会定例会8月会議に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様におかれましては、去る7月21日執行の壱岐市議会議員一般選挙におきまして、市民皆様の負託を受け、めでたく当選の栄に浴されました。心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

そして、先ほどは、議長及び副議長選挙におきまして、壱岐市議会第5代議長として町田正一氏、副議長に鵜瀬和博氏が御当選されました。重ねてお祝い申し上げます。

また、各常任委員会、その他各委員会の委員選任も終えられまして、本日、新しい議会体制が整ったところでございます。

本年、壱岐市は合併10年目を迎えております。これまで皆様方とともに、各種振興施策に取り組んでまいりましたが、今後、合併算定かえの縮減等、厳しい財政状況を迎える中で、壱岐市の振興発展を図るため、議会と執行側は車の両輪として、お互いに知恵を出し合い意見を交わし、切磋琢磨してまいりましょう。

さて、この夏は、本市において多くのイベント、行事等が開催されにぎわっているところでございます。7月31日から8月1日にかけて、全国の高校生が長崎に集う文化部のインターハイ、「第37回全国高等学校総合文化祭2013長崎しおかぜ総文祭」の郷土研究部門の発表大会が壱岐市文化ホールをメイン会場に開催されました。本大会において、壱岐商業高等学校情報メディア部が研究発表部門の全22校中、見事最優秀賞、全国第1位、日本一でございます——に輝きました。

また、壱岐高等学校郷土研究部がパネル発表部門の全8校中、第2位という、いずれもすばらしい成績を上げられました。壱岐の名を全国にとどろかせていただけたところでございまして、この快挙に心からお祝い申し上げますとともに、今後の御活躍を祈念するものであります。

また、8月3日、4日には「第61回西日本男子ソフトボール選手権長崎県大会」が来年開催の「長崎がんばらんば国体のリハーサル大会」として開催され、多くの選手、監督、役員の皆様が来島されました。2日目の準決勝以降の試合につきましては、雨のため中止となり、壱岐市の武生水クラブを含む4チームが優勝となりましたが、いずれもすばらしい熱戦が繰り広げられたところであります。本大会における課題等整理し、国体本番に向け、万全を期してまいります。

さらに、今後の大会といたしまして、8月20日から22日にかけて「第6回全国離島交流中学生野球大会」——通称「離島甲子園」が、北は北海道礼文島から、南は沖縄県久米島まで、全

国離島22チームの参加のもと開催されます。8月25日には、これも国体のリハーサル大会として、「第48回全国都道府県対抗自転車競技大会ロードレース」、これは男女のレースでございます——が開催されます。これらの大会におきましても、多くの選手、関係者皆様が来島され、壱岐市をアピールする絶好の機会でもあります。市民皆様には大会の運営に御理解、御協力お願いいたしますとともに、選手皆様への御声援をあわせてよろしくお願い申し上げます。

さて、ことしの夏は連日厳しい暑さが続いております、8月4日に約1カ月ぶりに雨が降り、恵みの雨となったところでございますが、一方で、落雷による被害も発生いたしております。昨日は立秋でございましたが、むしろ暑さはこれからだと思われまふ。市民皆様には、くれぐれも熱中症等十分お気をつけいただきますようお願い申し上げます。

また、雨が降りましたものの、総雨量は最大で郷ノ浦町の91ミリ、最小は勝本町の52ミリと少なく、今後の降水量等を考慮したとき、水不足に対する対応が必要になっているところがございます。特に、谷江川の流量が減少しておりますことから、渇水に備え、谷江水源の取水対策を行うため、簡易水道特別会計において所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

市民皆様には、今後も節水について御理解、御協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

さて、市民皆様に、大変御迷惑、御心配をおかけいたしました本市消防職員の不祥事につきましては、後ほど任命権者である消防長より御報告させていただきますので、御了承をお願い申し上げます。

本日提出させていただきました案件は、監査委員選任の同意と損害賠償の額の決定に関する専決処分報告案件1件、災害対策関連及び福岡市と連携したインバウンド——いわゆる外国人誘客事業予算を計上した平成25年度一般会計補正予算（第3号）、そして、ただいま申し上げます平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の合計4件でございます。慎重なる御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に際しての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、小川消防長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

○消防長（小川 聖治君） 消防職員の長崎県迷惑行為等防止条例違反の不祥事についておわびと御報告を申し上げます。

消防吏員小嶋健太27歳が7月15日月曜日午後6時30分ごろ、石田町筒城東触民宿敷地内

に故なく侵入し、午後6時43分ごろ住居侵入の現行犯で逮捕されました。15日、小嶋は週休日でした。警察等での取り調べ等が終了し、一昨日の8月6日、長崎県迷惑行為等防止条例違反により略式命令で釈放されました。逮捕後の7月16日に壱岐市職員分限懲戒審査委員会へ諮問を行い、翌17日、1回目の審査委員会を開催していただきました。市民の生命、財産を守るという消防職員が信用と品位を著しく失墜させ、さらに市の市政執行に対する市民皆さんの信用を損なうこととなり、痛恨のきわみであります。市民皆様、市議会皆様、皆様に心からお詫び申し上げます。

今後、このような不祥事を二度と起こさないように、職員の指導監督を徹底し、服務規律の確立に努め、職員一丸となって、市民皆さんの信頼を一日も早く回復してまいります。

今後、早急に、壱岐市職員分限懲戒審査委員会の答申をお願いし、厳正に対処していきます。本当に申しわけございませんでした。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、職員の紹介の申し出がっておりますので、これを許可します。中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） それでは、議会に出席をしております職員を御紹介いたしたいと思っております。

まず、副市長の山下三郎でございます。（「副市長の山下でございます。よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）続きまして、教育長の久保田良和でございます。（「久保田です。どうぞよろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）続きまして、向かって右側から総務部長の眞鍋陽晃でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）続きまして、建設部長、原田憲一郎でございます。（「原田です。よろしく願いします」と呼ぶ者あり）続きまして、企画振興部長、山本利文でございます。（「山本でございます。どうぞよろしく願いします」と呼ぶ者あり）続きまして、病院部長、左野健治でございます。（「左野でございます。よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）向かって左側から市民部長の川原裕喜でございます。（「川原でございます。どうぞよろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）続きまして、保健環境部長の斉藤和秀でございます。（「斉藤です。よろしく願いします」と呼ぶ者あり）続きまして、農林水産部長、堀江敬治でございます。（「堀江でございます。どうぞよろしく願いします」と呼ぶ者あり）続きまして、教育次長の米倉勇次でございます。（「米倉です。よろしく願いします」と呼ぶ者あり）続きまして、消防長の小川聖治でございます。（「小川です。よろしく願いします」と呼ぶ者あり）会計管理者、土谷勝でございます。（「土谷です。よろしく願いします」と呼ぶ者あり）向かって右側、総務課長の久間博喜でございます。（「久間でございます。よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）財政課長の西原辰也でございます。（「西原です。

よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり) 最後になりましたが、副市長を務めております中原康壽と申します。今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(町田 正一君) 議案配付のため、しばらく休憩します。

午前11時56分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長(町田 正一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(第1号の追加1)

日程第12. 同意第7号

○議長(町田 正一君) 次に、日程第12、同意第7号壱岐市監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、音嶋正吾議員の退場を求めます。

[議員(4番、音嶋 正吾君) 退場]

○議長(町田 正一君) 提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長(白川 博一君) 登壇]

○市長(白川 博一君) 同意第7号壱岐市監査委員の選任について、次の者を壱岐市監査委員に選任する。本日の提出でございます。

住所、壱岐市石田町筒城西触682番地、氏名、音嶋正吾、生年月日、昭和30年10月10日生まれ。

提案理由でございますが、監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるものでございます。

本案は、議員選任の委員でありました呼子好議員が任期満了となりましたことから、その後任として音嶋正吾議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

[市長(白川 博一君) 降壇]

○議長(町田 正一君) これから、同意第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田 正一君) 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。同意第7号については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委

員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、同意第7号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第7号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、同意第7号壱岐市監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。音嶋議員の除斥を解き、入場を許可します。

〔議員（4番、音嶋 正吾君） 入場〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。12時になりましたが、このまま引き続き続行したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

### （第1号の追加1）

#### 日程第13、報告第18号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第13、報告第18号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案につきましては、関係部長、課長に説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 報告18号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告いたします。

本日の提出でございます。次のページをお開き願います。

専決第15号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。平成25年7月9日専決でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人でございます。損害賠償額28万7,400円、損害賠償の理由でございますが、平成25年5月16日午後3時12分ごろ、郷ノ浦町麦谷触512番地付近の県道において、市機械銀行職員が運転するトラクターが右折しようとした際、追い越しをかけた損害賠償の相手方である個人所有の車輛と衝突し、損傷させたためでございます。これは、人身事故ではないことをつけ加えさせていただきたいと思えます。

また、日ごろより農作業や移動に対しましては、細心の注意をすることを指導しておりますが、今後さらに安全運転の徹底を行い、このようなことがないよう努めてまいりたいと思えます。

なお、損害賠償額であります相手車輛の修理代の28万7,400円につきましては、全国自治協会から自動車損害共済金として7月17日に入金をされております。

以上で、専決処分の報告を終わります。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、報告第18号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） それじゃあ、ちょっと1点お尋ねをいたします。

この内容でよく私わからない点がありますけども、トラクターが右折をしようとした際、追い越しをかけたと書いてありますけども、報告がありましたが、どういう場所でどういう状況だったのか教えていただきたいんですけども、本線から右折しようとしたものか、まして、本線に出ようとして右折をする際に事故を起こしたのか、そういう説明をはっきりしていただきたいんですけど。

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） 状況につきまして御説明をいたします。

郷ノ浦方面より渡良方面へ走行の際に、本線から右折をしようとして、後部のほうから、損害賠償の相手方である個人のほうが進んできたということであります。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） 田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） そうなれば、右折、後ろから追い越しをかけた際に事故を起こしたということでしょう。なれば、直線でトラクターのほう優先権があるんじゃないですか。右折でウインカーを上げとけば追い越しはかけられないはずですよ。そこんどこ、どうでしょう。

(「右折で」と呼ぶ者あり)

○議長(町田 正一君) 堀江農林水産部長。

○農林水産部長(堀江 敬治君) 郷ノ浦方面から渡良に行く際に右折をする際に、後方のほうから、右側の反対路線ですね、そこから追い越しをかけたということで、ウインカーはこの機械銀行の職員のほうは上げておったわけですけども、その後ろ側から、相手車輛のほうがあつてきたということでございます。

○議長(町田 正一君) 田原輝男議員。

○議員(9番 田原 輝男君) それはちょっと、後ろから追い越しをかけたほうが法的には私は悪いと思いますけどね。それを市のほうで損害賠償するという事態が、大体おかしいんじゃないですか、これ。それから、警察の現地検証はどうなったのか。まず、それから報告をされて、こういう状況であったと、あくまでも、後ろからウインカーを前にトラクターがおって、後ろから追い越しをかけるちゅうことは、恐らく後ろの車が悪いんじゃないですか。私はそういうように理解しますけども。(「これを」と呼ぶ者あり) これまた、市から払わなければいけない、まして保険という格好で、それおかしいんじゃないですか。筋の通らない話と思いますけどね。

○議長(町田 正一君) 堀江農林水産部長。

○農林水産部長(堀江 敬治君) 議員、申されますように、負担割合の件で市のほうが、まあ悪くないというようなことでございますが、この保証協会のまず基本割合については、右折車、このような後方安全の確認義務違反があるということをも前提としての判断を、その協会のほうでされております。負担割合は、損害額が47万9,000円、相手の車輛ですね。その負担割合は市のほうが60過失があるということは、先ほどの理由のとおりでございます。まず、警察のほうにも直ちに連絡をとりまして、現場検証を行った結果、双方の話し合いというようなことで、示談のほうも一応済んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長(町田 正一君) 田原輝男議員。

○議員(9番 田原 輝男君) 何回も済みませんね、どうも納得しがたいんですけども、要するに……。 (発言する者あり) いいですか、部長、道路交通法のルール上は、あくまでも右折しようが左折しようが、前におる車、それを後ろから追い越してぶつけるちゅうのは、これはあり得ないことと思いますけども、それで何割負担どうのこうの、そんなのどうでもいいんですよ。私はそれは納得いきませんがね。なったら、やられた、やった、まあこれが直進でなかったら問題があるかと思いますが、直進で右折をするで、ウインカーを上げてとまっている車に、さあ右折しようとして後ろから追い越しかけた、これほんと言うたら自殺行為じゃないですか。私は納得しがたいんですけども、これ。

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） 済みません。もう一度この全国自治協会の自己責任の割合の理由ということで、現場の県道は白線の中央線がある追い越しの禁止をされない交差点であり、公用車は牧草梱包機を牽引し、車体が長く狭路へ右側右折進入するにはあらかじめ、中央に寄らない右折ということで、中央に、梱包機を牽引しておりましたので、本当は中央に寄らないといけないわけですが、中央に寄らない右折というふうに思慮されるということで、後方確認の、まあ安全確認をしてなかったというような判断になっておるようでございます。

それで、つけ加えまして、うちのほうの、それから7月9日に市の損害賠償等審査会も7月9日に開きまして、いわゆる全国自治協会の決定に基づき、壱岐市の責任割合を60%と定めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） ほかにありませんか。豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 問題点は、方向指示器の問題、そこ今部長上げとったということをはっきり言われましたよね。方向指示器上げとって右折をするということであれば、30メートル前からは、方向指示器上げとるはずですから、そこら付近をはっきり、方向指示器上げていたか、なかったか、その点をはっきり言ってください。そうすると6、4の割合が方向指示器を上げとけば、右折をするという事前の判断になります。方向指示器上げとったという先ほどの説明がありましたから、その点をもう一回再度聞きます。その点があったかどうか。

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） 今、議員御質問の方向指示器の件につきましては、本人確認の上で、報告書にも30メートル前かどうかわかりませんが、方向指示器については上げておったということでございます。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 方向指示器上げとけば、追い越しはできないはずで、後方から来る後方車のほうが方向指示器を確認してるはずですから、その時点では追い越しをできる体制じゃないはずで、もう一回聞きます。方向指示器を上げていたかどうか、その判断だけもう一回はっきり答弁してください。

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） 方向指示器については、本人は上げていたということで、報告を受けております。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 本人の報告じゃなくて、その現場の警察もいたはずですから、

事故の結果について方向指示器が上がっていたかどうか、運転手の問題じゃないんで、その事故の場面の問題ですから、実際に方向指示器が上がっていたのか、そりゃあ運転手が上げとったと言うんじゃないんですよ。現場検証の中で方向指示器上げていたかどうか、その確認を今しているんで、上げてなかったら（発言する者あり）6、4になる可能性があります。だけど、上げていたということであれば負担割合がちょっとおかしい。総務部長わかっているれば、はっきり……。

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） 済みません。先ほど申しましたのは、方向指示器については本人——要するにその機械銀行の職員は上げておったということですが、相手方の個人につきましては、それをはっきり確認はできなかったということで、警察の取り調べの中でも、双方の行き違いがあるものですから、まあ示談で済ましたということになっておるようでございます。

以上です。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 部長、はっきりそこをはっきり言わんと、確認できなかった、はっきり現場検証で方向指示器上げていたというの確認ができなくて示談で、もう上げてないという示談になったんでしょう。示談では上げてないという結果でもう結論出したんでしょう。そこをはっきり言わんから、こういうふうになるんです。（発言する者あり）そこだけ、もう一回確認願います。（発言する者あり）

○議長（町田 正一君） 中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） 損害賠償の関係で私が委員長ということですので、私のほうから答弁をしたいと思えます。

先ほど、田原議員、豊坂議員から言われますように、機械銀行の運転手は上げていたということでございますが、後方から来た車は、それを確認をしてないということで、水かけ論になっております。現場でございますので、承認者がいないということで、1対1でなるものですから、そういうことで警察との判断、そしてうちの保険会社との判断ありまして、6対4という割合となっております。それが、今までの審査の結果でございます。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はないようですので、これで報告を終わります。

---

（第1号の追加1）

## 日程第14. 議案第68号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第14、議案第68号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第68号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,163万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222億294万9,000円とします。第2項は、記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。「第2表 地方債補正」1番、追加、災害復旧事業債は、公共土木施設等災害復旧事業債で220万円を追加し、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

12款分担金及び負担金1項分担金2目災害復旧費分担金で、農地災害1カ所分の受益者分担金として、事業費100万円に対し、1割負担の10万円を追加いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費で、道路災害5カ所及び河川災害1カ所の事業費1,200万円に対し、補助率80%の960万円を追加いたしております。

15款県支出金2項県補助金9目災害復旧費県補助金は、農地及び農業用施設災害復旧費補助金で、農地災害1カ所分の事業費に対し50%50万円と農業施設災害1カ所分の事業費に対し65%の32万5,000円を合わせまして、82万5,000円を追加いたしております。

19款繰越金は、前年度繰越金で、不足する財源1,890万9,000円を追加いたしております。

2 1 款市債 1 項市債 6 目災害復旧事業債は、補助災害復旧事業債で公共土木施設等災害復旧事業に 2 2 0 万円を追加いたしております。

次に、1 0、1 1 ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費は、簡易水道事業特別会計繰出金で、今回 2 7 0 万円を増額補正いたしております。詳細については、簡易水道特別会計補正予算のほうで説明をいたします。

次に、6 款商工費 1 項商工費 4 目観光費、情報発信強化推進事業委託料は、中国主要都市で愛読されている雑誌の「外灘画報」の撮影誘致を福岡市が進めており、福岡市と連携した外国人誘客事業に取り組むため、撮影隊約 5 0 名分の福岡市から壱岐市までの旅費、宿泊費等について、壱岐市観光連盟への委託費 2 5 0 万円を追加しております。今回 9 月 9 日から 1 3 日の間に、福岡市に誘致が決定しており、壱岐市へは 9 月 1 0 日に来島、翌 1 1 日に撮影予定となっております。

次に、1 0 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目農地及び農業用施設災害復旧費は、7 月 2 日から 8 日にかけての梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業施設の災害復旧事業について、総額 4 2 7 万 1, 0 0 0 円の追加をしております。

1 5 節工事請負費で農地災害で 1 カ所及び施設災害 1 カ所の公共災害復旧工事費と小規模災害復旧工事は、農地及び施設 6 カ所に係る経費を合わせて 2 5 0 万円を補正しております。

1 9 節負担金補助及び交付金は、補助金災害復旧工事費 9 カ所の総事業費に対して 7 0 % 補助の 1 6 8 万円を補正いたしております。

次に、1 0 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害復旧費は、同じく 7 月 2 日から 8 日にかけての梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧事業について、1 3 節委託料で小規模災害復旧工事測量設計業務委託として道路 8 カ所分 8 4 万円を補正しております。

1 5 節工事請負費の 2, 1 2 0 万円の補正は、公共土木施設災害復旧工事の河川 1 カ所、道路 5 カ所分、それから小規模災害復旧工事の道路 8 カ所に係る経費を補正いたしております。

次に、1 2 ページに地方債の見込みに関する調書を、それぞれに記載いたしております。地方債の 2 5 年度末現在高見込み額が 2 9 8 億 3 1 7 万 6, 0 0 0 円となります。

なお、資料の 2、3 ページに、平成 2 5 年度 8 月補正予算の主要事業で詳細な概要について記載をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、平成 2 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 3 号）について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第68号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。牧永護議員。

○議員（14番 牧永 護君） 観光商工費の中で、説明の中に広報換算すると1億円程度の見込みであると言われている。1億円程度のメリットがあった場合、今後受入体制をどのようにするのか、連盟とも協議済みなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（町田 正一君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 御質問にお答えいたします。

今言われました1億円超えと申しますのは、公表広報費に換算しました額でございます。広報費に換算しましたこの「外灘画報」という週刊誌、それと中国でのテレビ、インターネット、ラジオ等の広報をお願いした場合に、これだけの経費がかかるよという1億2,000万円という額が試算されております。

○議長（町田 正一君） 牧永護議員。

○議員（14番 牧永 護君） 私が言っているのは、1億円わかるわけですよ。そうした場合1億円のメリットがあるならば、かなり観光客も来るんじゃないかと思うわけですね、当然。そうした場合、島内の受け入れは大丈夫ですかということを知っているんです。

○議長（町田 正一君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 御質問にお答えいたします。

昨年あたりから、宿泊施設につきましても外国人受け入れの工事等をしておりまして、ある程度のインフラは成立してると思っておりますが、また、今回のPRによりまして、すぐにどれだけの効果があるというのがまだ見えておりませんので、徐々に進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（町田 正一君） 牧永護議員。

○議員（14番 牧永 護君） 私たちも含め、市民は当然メリットがあるものと思って予算を認めるわけです。どのくらいあるかわからんとかじゃなくて、これだけなんするなら、このくらいはぜひ来てもらいたいとか、数字を示して議会に出すべきだと思っております。

徐々に行っていると言われましたけど、私たちから見れば到底整っていると思っておりますので、今後その点も含めて十分検討していただきたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） これからも観光連盟あたりとも相談しまして、協議しまして善処したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（町田 正一君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） この「外灘画報」という本は、非常にすばらしい雑誌ということ  
は調べてわかったんですが、この「外灘画報」に壱岐市のページとか、壱岐市自体はどれくらい、  
何ページの枠があるとか、そういう具体的なことは決まってるんでしょうか。

○議長（町田 正一君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 「外灘画報」そのものにつきましては、オールカラーで  
30ページ、これ福岡と壱岐の撮影も含めて30ページとなっております。それ以外に、写真以  
外に壱岐市、取材地である壱岐市と福岡市の取材地の情報もテレビ、インターネット、ラジオ等  
で報道されると聞いております。

○議長（町田 正一君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 先ほどの牧永議員のお話の中にもありましたが、インバウンド、  
外国人を誘致した場合の受入体制というのは、いろんな点であると思うのですよね。宿泊の施設  
とかあると思うのですが、まず根本的に、私が知っている雲仙小浜町なんかは、パンフレットの中  
に外国人用の温泉の入り方の、全て英語で記載されたパンフレットとかが、既に用意されてい  
ます。その中に壱岐市においては、そのパンフレットとか宿泊施設とか、いろんな面でまだイン  
バウンド、外国人を誘致するに至っては準備不足のところがあると思うので、そこら辺はきちっ  
と今後、対応されていったほうがいいと思いますので、その点を提案して私の質問にしたいと思  
います。

○議長（町田 正一君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 現在広報媒体としまして、日本語以外のものが余り整備されて  
ない状況でございます。今後、韓国語、中国語、英語のパンフレット等を初めとした広報媒体を  
整備しまして、努めていきたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 鵜瀬和博議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 私もこのインバウンドの受け入れについては、受入体制が大事  
だろうと思います。今、1番議員の赤木議員が言われたとおり、パンフレットの作成については、  
まあ、中国語、韓国語、英語という形で進んでいるようですけども、よければプロモーションビ  
デオの、今、立派なやつができていくかと思うのですが、その字幕、まあナレーションも外国人  
であればなおいいんですが、お金がかかるでしょうからテロップのような形で、プロモーション  
ビデオの中にも、そういった部分を入れていただければ、目と音楽で訴えるその壱岐のよさを、  
より伝えやすくなるんじゃないかと思います。

また、特にこれから観光、壱岐の観光振興計画にのっかって、3年に1回3%ずつ、お客さん  
を受け入れが上がってくる、その中のインバウンドとすれば、まあそう数はないかもしれませんが、  
まあ今後、中国をターゲットとしたインバウンドの受け入れについてはかなり見込みがある

んではなかろうかという、そうした中で、これ以前も提案をさしていただきました現地スタッフの配置として、やはり中国語を話せる、英語が話せるスタッフの配置も必要になってきます。

今壱岐高のほうで中国語コースという形で、いろんな中国語の演説大会等で壱岐高の生徒は優秀な成績を上げ、釜山、上海外語大に進学された方もいらっしゃいます。まあ、そういった方の雇用の一つのシステムとして、壱岐出身の方が戻って来られるようなシステムを、ぜひ県のほうと構築をしていただければと思います。

また、宿泊先、観光地の受け入れについては、ハード、インフラについては、少しずつ整備が進んでいるようですが、片言の受け入れの「ニーハオ」とか、そういった言葉の受け入れについての教育も必要になってくるかと思しますので、まあ観光関係者が集まる場に、ぜひそういった教育指導もいただければと考えております。

そして今、アベノミクスによりまして円安が進んでいる状況でございます。外国からお見えになるお客さんについては、壱岐においては「しまとく通貨」というのがありますので、ぜひこの「しまとく通貨」をお勧めいただいて、ぜひこれをPRしていただきたい。

あと、もう一つ、今回はその中国の「外灘画報」ということですが、中国はネット社会でございます。今、壱岐ではインターネット、ただの島ということで民間、官民協力によって、今全国2位の配置をしております。このフリースポットによる環境は都会並みのネット環境になっております。これもあわせて、ぜひ中国に向けて発信を、まあ今回の取材のときに説明をしていただければ、まあそういった方がお見えになったときに、どんどん中国に向けてフェイスブックですとか、ツイッターで発信をされますので、そういった部分の壱岐のメリットという部分、島でありますけども、そういった環境は整っているということをぜひ前面に出していただいて、自然景観についてはよそにも負けないようなところもたくさんありますので、やっぱそういったインフラの部分を出していただければと思います。

まあ、この点について企画振興部長よりも、ぜひ今回の振興計画の中の一環として、市長に答弁をいただきたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

この予算そのものが、急に提出をしたという感を皆さん方お持ちだと思います。と申しますのも、私も実は9月の定例会でこういった予算を出したかったわけですが、どうしても時間がありませんでしたので、今回提出させていただいております。

その経緯をちょっと申し上げますと、実は先月、私、福岡市役所に参りまして、プロモーション部と貞刈副市長と部長と専門官とお話をしました。その中で、私はインバウンドが壱岐は昨年の実績で八十数名なんですと、他の島々に比べて、もうとにかく皆無に近いんだということで、

福岡市に何かいい知恵ありませんかと、うちからプロモーション部に出しておりました、今度、6人目出しておりますしお願いいたしますと申し上げましたところ、実は、その福岡もちょうどそのことを考えたんだと。

今回は中国ですけれども、福岡にはヨーロッパからたくさんお客がお見えになる。そういう方は、日本人と違いまして1週間とか、10日とかお見えになる。さらに民泊が非常にお好みだというようなこと、そういったことを考えたときに、福岡市で1週間あるいは10日間おもてなしをするということよりも、その先に福岡にはない魅力を持った島があるということで、そのうちの1泊を、1泊ないし2泊を壱岐市を紹介したいと、そういうふうにして考えたんだというようなことを受けまして、それはぜひ福岡の商品の中に、その一部として、福岡市の一部として壱岐を上げてくれませんかということで、ちょうど意見が一致しまして、今後福岡のそういった1週間とか10日とかお見えになる方には、壱岐に必ずというか、できるだけ壱岐に送りたいというようなことで私は、初めて壱岐にお見えになる、外国人お見えになる一つの何といいますか、方策といいますか、ルートといいますか、それができたような気がするわけです。

ですから、今後は、皆さん方から御意見を伺いましたことを全て含めて、今までは、鶏が先か卵が先かということで、いらっしゃるのなら受入体制が大丈夫なのか、受入体制あるけど来られるのか、そういう議論でございましたけれど、今度はある程度の外国人のインバウンドが、大体見えてまいりましたので、その受入体制についても、しっかりと整備していきたいと思っておるところであります。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第68号に対する質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第68号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

（第1号の追加1）

日程第15、議案第69号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第15、議案第69号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第69号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成25年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億524万8,000円とします。2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2から3ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」、そして5ページからは、歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載しております。

8ページをお開きください。

2、歳入ですが、一般会計繰入金としまして270万円を追加しております。

続きまして10ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款総務費の施設管理費に270万円を追加しております。補正の内容は、谷江水源の取水強化対策でございまして、この水源から芦辺浄水場に送水しております。この水源は、谷江川にゴム引布製起伏堰——通称風船ダムというものでございますけれども、これが設置されてございまして、せきとめた河川水これを取水しております。

この河川の流量が減少した関係で、取水に大変支障を来しております。このため勝本町片山触の予備水源地——旧採石場跡地の池でございまして、ここから初尾川に放流しまして、合流する谷江川の流量の増加を図るものでございます。

この放流にはポンプと発電機が必要になりますので、機械類の借り上げ料と燃料費、軽油でございまして、今月から3カ月間、90日間分を計上しております。放流は谷江川のダムから越流する程度、これを目安としまして調整しながら行っていきたいと考えております。

7月8日の梅雨明けから8月3日までの間は雨が降らず、約1カ月ぶりに8月4日に雷雨となって、まとまった雨となりましたけれども、今後もしばらくの期間は一定の雨量が見込めず、また

高温も続くことが予想されることから、補正予算を計上して取水対策の強化を図るものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第69号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
中田恭一議員。

○議員（11番 中田 恭一君） お尋ねです。

この予算の中でもう取水については十分賛成できるんですけども、予算の中で燃料費が結構気になるんです、200万円程度やったですね。これ将来的にいざちゅうときに使うのであれば、電気を引いて、動力の電気を引いて工事をして、使った分だけ払ったほうが、僕は安くなりゃせんかなと思ってですね。

ただ、すぐにできないからその分の機械借り上げ料かなと思ったんですけども、90日間借りてありますね。これは逆にもう電気の、引いてもらってポンプはその要るときすぐでも、水中ポンプでしょうから要るときすぐでも投げ込まれるでしょうけども、ああ固定のポンプですか、それならもうポンプも、（発言する者あり）そこに据えて、電気も引いたほうが、僕、燃料代より電気代のほうが安くつくと思うんですよ。

うちなんか使ってる大型ポンプでも、年間50万円あれば、五、六十万円、よく使っても七、八十万円あれば電気代済むと思うんですよ、将来的使うのであれば。今回しか使わないというのなら、まあ、それでも構いませんけども、その辺何でリースにしたのか、リースちゅうか、その発電機にしたのかお尋ねしたいのと、もう一点、あそこの碎石のとこのあれも今までいろんな話が出てきております。ぜひ半年に1回、3カ月に1回ぐらいは水質検査をやっていただきたいと思っております。いろいろなものが埋まっているとうわさも、うわさですから、わかりませんので、随時その水質検査もしていただいて、お願いしたいわけですけども、何で発電機にしたかどうかだけ。

○議長（町田 正一君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 中田議員の御質問にお答えします。

現在、電気系統が従来の施設から、旧採石場の施設からの電柱が来てるんですけども、電線はもう切られておるわけございまして、今回の補正予算については18リッター、1時間当たり使う量のそして8時間、1日8時間、昼間だけの稼働ということで、これに単純に90日間を想定して、燃料費の161円、これを掛けて208万円という計上しておりますけども、議員の御指摘のように、今後このように長く続くのであれば、そのような方向性も考えていきたいと思っております。

なお、今回は、1日8時間を90日間、連続運転するという想定で一応予算計上はしております。

すけども、試験的に行ってみましたところ、その8時間を通常ずっと運転する必要はないような状況でございますので、その辺を含めまして今後、検討していきたいと思っております。

それと、水質検査については、随時取り組んでまいります。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今回208万円を燃料代として計上いたしております。今、部長が説明したとおりでございますけれども、その機械を稼働させる目安として、午後5時の時点で例の風船ダムを、水が越していなければくむと、あれを越しておればくまないという一つの基準、目安をしております。今越しておりますから、使わないというようなことで、そういう目安でことはさせていただきたいと思っておりますし、来年からは、来年からはちゅうか、今からは議員おっしゃるように、あそこにちゃんとした機械施設をつくるのか、そういったことは議論をしてみたいと思っております。

○議長（町田 正一君） ほかにありませんか。深見義輝議員。

○議員（6番 深見 義輝君） このうち、これが原因かどうかかわからんですけども、瀬戸地区、芦辺地区、水が臭くて、もう水道水が臭くて飲めないという状況があります。で、これが解消されるのかどうかをお聞きしたいと、先ほど中田恭一議員が言われますように、あそこは水田の取り水にもなっちゃいとですね。ですから、こういう状況は年々起こると思うとですから、新たな対策をとるべきだと思いますので、その2つのことについてだけ質問します。

○議長（町田 正一君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） ただいまの深見議員の御質問にお答えします。

先ほど言われましたように、夏になって高温が続きますと、水道水からカビ臭がするという苦情がふえることがございます。しかしながら、カビ臭とは、カビそのものが原因ではございませんで、ダムとか沼地、貯水池、河川などで繁殖する藻類、これがこういった悪臭を放つ要因でございます。主にこのにおいの原因となるのは、2MIBという水質の臭気の、何ていいますか、検査の物質でございますけども、これが1リットル当たり0.00001ミリグラム、こういった非常に低濃度、これでも臭気を感じるということでございます。これで、議員おっしゃるように、今回の対策で解消できるのかということでございますが、先ほど市長も申しましたように、その風船ダム、風船ダムから越流する程度に水を放流すれば、水そのものが動きますので、これで解消すると認識しております。

それから、今後の水不足についてでございますけども、先ほどの旧採石場跡地の、予備水源地ですけども、ここからも今後こういった気象状況を鑑みながら、定期的に行うことをしなければならぬ状況になりましたら、先ほどもありましたけども、電気を配線したり、そういった対応で臨んでいきたいと考えております。

○議長（町田 正一君） 深見議員。

○議員（6番 深見 義輝君） 先ほど言いますように、あそこは水田の取り水ともなってますし、恐らく来年、再来年もこういう状況が天候が続けば、またそういう状況になりますから、せっかくあそこの採石場のため池も購入しておりますので、莫大な金をかけて買うておりますので、ぜひともあれを利活用できるようにしていただきたいと思います。

今皆さん方は、瀬戸地区は市販の水を買って生活されておると聞いておりますので、せっかく水道料金を多額に払っていただいておりますので、ぜひともいい水が供給できますようお願いいたします。

○議長（町田 正一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第69号に対する質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第69号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

（第1号の追加1）

日程第16. 議員派遣の件

○議長（町田 正一君） 次に、日程第16、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第166条により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

---

○議長（町田 正一君） 以上で、予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。  
8月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。本日はお疲れさまでした。

午後0時50分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 市山 繁

議 長 町田 正一

副 議 長 鵜瀬 和博

署名議員 呼子 好

署名議員 音嶋 正吾